**平成２４年（フ）第１６号**
茨城県稲敷市蒲ケ山313番地７
債務者　篠崎　信幸
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２１号**
茨城県取手市戸頭６丁目30番６―1106号、前住所茨城県潮来市日の出１丁目11番地１　ネオシティ潮来423
債務者　齋藤　猛夫
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第８号**
長野県下伊那郡松川町元大島3451番地13
債務者　中村　信二
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２４年（フ）第７１号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―1305号、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町１丁目２番24―603号、前住所京都府舞鶴市字円満寺170番地７―301号
債務者　三好　智子（旧姓アマド）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７９号**
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目13番６―301号
債務者　塩見　昇三
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第８０号**
兵庫県西宮市池田町13番１―901号
債務者　天塚　忠良
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３２号**
大分県別府市大字鶴見2855番地の１
債務者　田中　由華
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第５４号**
大分市大字政所2612番地の４　グリーンコーポＡ103
債務者　徳永　　剛
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２９号**
宮崎県日向市大字財光寺6547番地２　県営川路団地Ｅ棟36号
債務者　原田　昌子（旧姓岩倉）
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第３０号**
宮崎県延岡市幸町３丁目148番地１新日光ビル３Ｆ
債務者　日高　隼二
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１３号**
盛岡市西見前19地割58番地13
債務者　工藤かおる
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第２７号**
岩手県宮古市鍬ヶ崎下町４番52号
債務者　上田　秀明
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第３１号**
盛岡市紺屋町６番25―105号、旧住所盛岡市紺屋町６番25―103号
債務者　上野　七重
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第１７号**
宮城県大崎市古川大幡字月蔵168番地１　フレスクーラⅠ―104号
債務者　小林　清一
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字石坂８番地１、従前の住所宮城県東松島市牛網字駅前１丁目11番地10　アネックスフォー102
債務者　佐々木　愛（旧姓榎本）
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第４７号**
愛知県小牧市大字東田中784番地１　県営小牧住宅10棟108号
債務者　フェレル　アルミロ　カスティリョこと　ＦＥＲＲＥＲ　ＡＲＭＩＬＯ　ＣＡＳＴＩＬＬＯ
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部